



地域交通マネージャー制度の創設②

- ・平成20年度より地域の公共交通に関する地域内外でのコミュニケーションを支援する取り組みとして、「地域公共交通コーディネーター」を自治体等からの推薦により選出し、運用してきたところである。
- ・近年、これまでよりも高度な計画づくりが必要であるとともに、地域の公共交通のあり方も大きく変わろうとしているため、地域の交通をマネジメントできる専門知識を有し、地域公共交通に精通した学識者を中心に「地域交通マネージャー」を選任する。

地域公共交通コーディネーター

- ・学識者
- ・NPO法人
- ・コンサル
- ・交通ジャーナリスト 等

コーディネーター会議開催

コーディネーターメルマガの発信

事務局：自動車交通部旅客第一課

地域交通マネージャー

- ・公共交通会議等において座長等の役職を務めている方として運輸支局より推薦のあった方
- ・自動運転やIoT等に関する専門技術に精通しているなどの有識者として運輸支局より推薦のあった方
- ・その他、今後公共交通会議等において座長等の役職を期待される方として運輸支局より推薦のあった方

地域公共交通コーディネーター

- ・局・支局で開催しているセミナーでの基調講演者やファシリテーターとして引き続きご協力をいただく。

地域交通マネージャー勉強会を毎年開催

- ・コーディネーター会議は廃止

「地域公共交通メルマガ」及び「各支局発行メルマガ」をマネージャーとコーディネーターへ発信する。

- ・コーディネーターメルマガは廃止

事務局：自動車交通部旅客第一課

- ・交通政策部交通企画課がサポートする。